

明治期福岡地方石油史（一）：石炭油から石油へ

入江，寿紀
西日本鉄道

<https://doi.org/10.15017/13571>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として．3，pp.33-45，1974-05-27．エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

明治期福岡地方石油史(一)

—— 石炭油から石油へ ——

入 江 寿 紀

目 次

初めに

一、石炭油から石油へ

- (一) 臭水から石炭油へ
- (二) 石炭油から石油へ
- (三) 取締規則制定と品質の向上
- (四) 事故と公害 (以上本号)

二、用途の多様化

- (一) ランプ
- (二) 街路灯
- (三) 熱用としての石油
- (四) 駆虫用としての石油
- (五) 陸用石油発動機

三、

販売店と製油所

- (六) 船舶用と機関車
- (七) 自動車
- (八) 機械油、外
- (一) 国産油と輸入油
- (二) 明治中ごろまでの石油販売
- (三) 露油全盛時代
- (四) 市況の起状とスタンダードの勢力拡大
- (五) スタンダードの九州市場独占
- (六) ライジングサン西戸崎製油所設立
- (七) 販売政策と市況

初めに

石油の名称は、臭水から石炭油へ、更に石油へと変ってきた。試みに河出の『日本歴史大辞典』を引いてみると、次のように書かれている。

くそうず、くさみづ、草水・臭水とも書く、くさみず(臭水)の音便、石油の古称。古くは「燃ゆる水」といった。「日本書紀」天智天皇の条に「越国献三燃土与二燃水一」とあるのが初見。以後ながく文献に現れず。江戸時代以後「石油」の名称が広まるが、新潟県などでは明治時代末期になっても、石油商が「くそうず、くそうず」と叫びながらランプ用石油を天秤棒にかついで売り歩いていた。(以下略)

石油は、このように早くから知られていたが、その臭気と石油ガスの爆発のために長く使われなかつた。日本大衆も、悪臭の公害に対しては昔から敏感だつた訳だ。

以上が明治末までの石油史の概要だが、既に明治末に、石油公害がやかましく論議されていることも興味深い。すなわちそれは、筑後軌道の石油発動機関車と、ライジングサン西戸崎精油所で起こっている。前者は排気ガスの悪臭で、後者は沿海の被害で問題となつた。

以下福岡市を中心とする明治の石油について、大衆との係わり合いを軸にまとめてみようと思うが、何しろ史料が少なく、どの程度当時の実状を探ることができかねはなはだ心もとない。

なお史料は、当時の新聞・雑紙・日記を主体とし、単行本その他を補助として使用した。また新聞については、繁雑を避けるため必要な場合を除き出典を挙げないこととした。

一、石炭油から石油へ

(一) 臭水から石炭油へ

江戸時代の石油については、寛政七年(七九五)橋南谿著『東遊記』巻之五・七不思議の中に次の文がある。この書は、福岡地方の知識階級の間でも読まれているのではないかと思うので、江戸時代石油を見ることのなかつたこの地方でも、一部知識階級の間では、この書の中に書かれている程度の知識は持つていたものと思う。

一臭水の油は、(越後国)芝田の城下より六里ばかり東北に黒川といふ村あり、其黒川の東南五六丁ばかりに蓼村といふあり、其所に鯛名川といふ小川あり、其川端に少しの岡有りて杉林なり、其所に小き池有りて、其池に油湧きなり、其油のわく池、此地に五十余ありといふ、余は入口の所四ツ五ツを見る、池の大き四疊敷斗或は五六疊七八疊敷斗にて、あまり大なるは無し、其池の水中に油わき出で水と油は別々にきは立て見ゆ、水中にある時見れば其色餘色なり、日に映じては五色にきらめけり、其上に小屋をかけ、雨の入らざるやうにして、此あたりの里人各此池を領して、毎日油を汲取り、猶少し水の交りたるを、カグマといふ草を以てしぼり取る時、油と水とたやすくわかるゝとなり、よく湧池は毎日油二斗ばかりづゝを得るといふ、此油灯火に用うるに松脂の氣ありて甚臭し、故に臭水と名く灯火の光りは甚明らかなれど、油のへるゝ速にして、しかも少し臭氣あれば、価は常の油の半ばかりとぞ、然れども此所より毎日数十斛(八筆者注)石に同じの油出るゆゑ、此国にては多く此油を用う。誠に地中より宝のわき出るといふべし、されば此辺の人は他国にて田地山林などを持て家督とする如く、此池一ツもてる人は毎日五貫拾貫の銭を得て、殊に人手もあまた入らず、実に永久のよき家督なり、此ゆゑに池の売買甚貴し、今年も油よく湧池一ツ払物に出たりといひし

まゝ、いかほどの価にやと尋しに金五百兩なりしといふ、扱其カグマといふ草はいかなる草ぞと問ふに、京都にてシダ裏白草などいふものの類と聞ゆ、其草を夏の間に多く刈貯置て冬に用ゆとぞ、

△注▽当用漢字のあるものは使用、読みガナは筆者、その他原文のまま。

しかし、この石油が福岡地方大衆の間でも知られるようになったのは、明治になってかららしい。その名称も、江戸時代に使った

”臭水“ではないようだ。

米津三郎編小倉の豪商『中原嘉左右日記』によれば、明治三年（一八七〇）一月初めて石油の記事が出て来る。すなわち正月二十日の項に、

堤平兵衛より昨年請取油、左ニ、辰冬、越前油一丁、三百五十四匁。大坂油一丁、五百三十二匁。

とある。このうち「越前油」は石油に間違いないと思うが、「大坂油」は石油なのか鯨油や種油などの動植物油なのか分からない。しかし明治二年に博多と日田で油を買いつけているところから考えると、「大坂油」も石油のことではないかと思う。

最初の間「越前油」とか「大坂油」とか呼ばれていた石油も、四年（一八七一）五月十三日になると、「石炭油」と言う名で登場して来る。次にその文面を同日記から抜き書きしよう。

下関滞在・岩田屋茂吉より石炭油一缶送来。今日着之事。一斗入石炭油一缶。大坂より駄賃六匁相渡ス。皆掛四貫百六十匁、内三百六十匁風袋引。正ミ三貫八百目。この代金三兩二歩之よし。右之通送来候事。

この文面や、以後の九州地方における新聞・雑紙・日記などから判断すると、明治に入って九州地方で使用され始めた石油は、最初

の間「石炭油」と呼ばれているようだ。

しかし、東京大阪方面では、このころ「石油」「石炭油」「石脳油」の三つの呼び方があった。『明治事物起源』には、

明治九年大場馨堂作の（「両奇観記」）の中に、「近来あるいは石油と称し、あるいは石炭油、石脳油と称し、名目一にして足らず

……余謂う、山油、鉍油の名称の、その実に適うにしかざる也」とあれば、九年ころはなおその名称一定せざりしを知る。

と書かれている。東京大阪方面で三つの呼び方があったのに、九州では「石炭油」という名だけが使われたらしい理由は、当時の石油は精製不完全で色が黒かったから、石炭の本場北部九州ではすぐに石炭を連想したものではないかと思う。南部九州でも「石炭油」という名だけを使ったと思うが、よくは知らない。

最後にことわっておきたいことは、石炭油と言う呼び名が使用され始めたと言っても、最初の間それは一部知識階級や長崎・東京・大阪などと取り引きのある一部豪商に限られ、次いで福岡・小倉・久留米などの都市部大衆へ伝わり、更に都市部周辺の郡部や地方小都市を経て郡部へと拡がって行ったことだ。その時差がどの位だったかは知らない。しかし、次項で考察する石炭油から石油への推移から考えると、地域によって相当大きな開きがあったことだけは確かだ。

(一) 石炭油から石油へ

北部九州では、明治十年代までは、もっぱら「石炭油」の名が使われていた。しかし、二十年代になると、福岡市では急速に「石油」の名称が定着してくる。以下まず福岡市における名称の変化について新聞記事をたどってみよう。

△最後の「石炭油」記事（一九、六、五福岡日日広告）

舶来石炭油大阪売。各位ノ御便利ヲ量リ石油半函ヨリ幾千函ニ至
モ下直ニテ販売仕候間御来求奉願候也。博多上洲崎町二十二番地、
大坂重明舎出張店。

△最初の「石油」記事(一二、一一、五福岡日日広告)

石油卸売広告。右本月五日ヨリ卸売開業候条大勉強仕直ニ販売
致候間陸続御求ヲ乞フ。十二月。発売所、福岡紺屋町七番地、山
下円造。

前者は新聞に現れた最後の石炭油の名称だが、広告見出しだけが
石炭油となっていて、広告文は石油となっている。その理由を想定
すると、大阪方面では既に石油が通称となっていたが、福岡地方で
はまだ石炭油と言う名称がまかり通っていたため、石炭油と石油を
使い分けた、と考えることは出来ないだろうか。当時大阪で石油が
通称となっていたとの推定は、以後の新聞記事や、大阪と福岡市と
の流行の時差を考える時、ほぼ間違いないものと思う。

後者の新聞広告が掲載されて後、石炭油の文字が新聞に現れるこ
とはなくなった。しかし、「福岡市で市民の全部が石油の名称を使
うようになった」と考えることはできない。それは、石油の用途
がランプに限られ、そのランプがまだ普及していないこの地方(後
述)で、十九年六月まで使われていた「石炭油」の呼び名が三年の
間に消滅したとすることは、当時のゆるやかな流行の変化から考え
て少し無理なのではないかと思う。おそらくこれは、明治二十年代
に入ってから業者間では「石炭油」の呼び方を使わなくなった、と
考えるべきだろう。

以上は福岡市について考えてみたのだが、九州の他の都市や郡部
になると大いに事情を異にする。まず史料を挙げてみよう。

△『呼子村網元日誌』(仮題)、二十二年三月五日(陽曆)の項、

筆者山下与志美

石油一缶一円二十八銭(購入)

△『立石資徳、長崎市備忘録』(仮題)、二十四年四月四日の項

石油一缶購求

△『佐世保日記』(仮題)、二十六年一月二十四日の項

二銭八厘、石炭油。四銭八厘、将油。

△『矯風雜紙三十六号』(三十一年六月五日刊、大分町日本矯風会
発行)

「虫害駆除法」中に、駆虫剤で従来使用しするものは、……

…磁物質では石灰・硫黄・石炭油・食塩・苛性加里・炭酸鉄・猛
汞・烟煤・硫化加里・石鹼水・二硫化炭素・亜砒酸銅などです。

……

△『龍峯常日記』(仮題。筆者は、鹿児島県阿久根町?の僧侶)

△三十九年二月四日。丹宗徳藏方ニテ石炭油一升金一円八十銭渡

事、未払。

△同年四月二十一日。油五合代四十銭。石油一升一円八十五銭。

△同年十一月七日。石油一個丹宗ヨリ取入

以上挙げた数少い史料からだけでも、随分色色なことが分かる。

佐賀県唐津の北方玄海に面した呼子の網元の所では二十二年三月
長崎市では二四年四月、それぞれ既に「石油」と言われていた訳だ
が、当時九州における文化の先進地だった長崎は論外として、呼子
について考えてみることにする。呼子は佐賀県における有数の漁業
基地であって、また同浦に住んだ中尾甚六は、唐津藩における鯨組
の網元として大阪にまで名を知られていた。当時もまだ大口水産物
の販売上各地との連絡が密接だったのだらうと思う。この日誌を読
んでみると、納屋・山見・買人だとか、鯨の消息・いわし・大豆・

するめ・干いわしなどが出て来る。

以上のような地は、福岡市とあまり変らない時期に石油の名称が使い始められているようだ。

しかし、佐世保では二十六年一月、大分町では三十一年六月、まだ石炭油の名称が使われており、鹿児島県出水郡阿久根町では、三十九年ごろになってやっと石炭油から石油へと変り始めているようだ。これらの地は、当時まだ鉄道の便はなく、海上交通だけが先進文化都市と直接連絡するパイプだった。従って特殊な条件を備えた地でなければ、文書などで間接的に連絡を保つ外はなく、この事が福岡市と他の地方都市や郡部とこれだけ大きな流行（文化？）の格差を生む原因となっていた。

(三) 取締規則制定と品質の向上

明治初年の石油がどのようなものだったかについては、当時石油を石炭油と言っていたことからおおよその見当がつくが、明治文化全集第二十四巻所収『開化評林』の明治四年の項にも次の文がある。

石炭油ノ説

越後ニテ、「クソウヅ」ノ油トテ、古来地中ヨリ、湧出ル油アリ。サレド其元質ノマムニテ、其地ノ土民共ハコレヲ用ヒ来レド、烟気甚シク悪臭アリテ、上用ノ品ニ供シ難ケレバ、コレマデ世間ヘモ博マラザリシガ、此頃米國ニテ、同種ノ油ヲ精製シ、悪臭ヲ去リ、上品トナスノ方法相開ケ、追々夥シク諸國ヘ輸出セルヨシ。当節我邦ニテ、舶載ノ石炭油トテ、人ノ珍重スルモノハ、則チ其油ナリ。然ル処、我邦ニテモ、右精製ノ工夫ヲ吟味シ、越後及ビ横浜ノ豪富等、会社ヲ結び、四万余金ヲ醸出シ、米國ヘ誂ヘテソノ器械ヲ取寄セ、当節越後ニテスデニ其造構ニ取掛リシヨシ、右器械第一ハ、油ヲ精スル器ナリ。第二ハ、地底ヲ洞鑿テ、油ヲ上

逆セシムル錐。此錐ハ仏國ノ發明ナルヨシ、其効徑五寸ノ孔ヲ、地中ニ穿チ、直入ニ百間ノ深キニ及ブベシト。第三ハ鉛室ナリ、之ハ精製ニ用ル、莫大ノ硫酸ヲ製出スル鉛ニテ作りタル室構ナリ。此鉛室ノ仕掛ハ、硫酸ヲ製出スルコト頗ル夥シケレバ、油製ニ用ヒシ、余炭モ多分ニシテ、其価モ随テ下落ニ至ルベシ。

(以下略)

この会社は長野石炭油会社ではないかと思うが、同社だとすれば、『明治大正史、産業篇』（実業之世界社）によれば結局失敗に終わっている。この記事は、当時のお粗末な石油製法の概況を教えてくれる。

当時の石油はこのように精製不十分だったので、人人は引火事故と悪臭（次項参照）に悩まされねばならなかった。しかしその値段の安さが、少しずつ大衆の心を捕えてゆく。

その後石油の品質は少しずつ向上してゆくが、まだまだ長い間、人人は品質不良に悩まされている。

以上のような石油に対し、明治十四年（一八八一）八月十三日初めて石油取締規則が制定されたが、同布告につき同年九月七日の『福岡日日』は次のように報道している。

先日布告になりし石油取締規則ハ来年より執行の筈なるが（ハ筆者注√十五年一月一日施行予定）、横浜なる内外の同商人らハ、何の不都合の角あるにや、尚一年間の延期を請はんといふ頻りに評議中のよし。

この時の規則は至極お粗末なものだったが、それでも延期運動をする必要があるほど当時の石油の品質は劣っていた訳だ。なお、業者の運動は効を奏し、十五年一月の施行予定は延期され、十六年二月十五日改めて石油取締規則が發布されたが、同布告施行もまたふ

たび延期されている。ただし以後の経過は知らない。参考までに、十六年二月の石油取締規則を、明治十八年十月編『大日本六法類編』から原文のまま抜き書きしておく。

なお、次の規則中の第一条は、明治十四年の規則では「華氏驗温一一五度以上の熱度ならざれば引火せざるものを一種、之に達せざるものを二種」とするようになっていよう。

石油取締規則

○十六年二月第六號布告

第一條 石油ヲ分テ二種トシ閉塞發焔試驗法ヲ用ヒ攝氏驗温三十度（華氏八十六度）以上ノ温度ニ達セサレハ 焔セサルモノヲ第一種トシ三十度ニ達セシテ發焔スルモノヲ第二種トス

第二條 點燈用ニ供スルハ第一種ノ石油ニ限リ第二種ノ石油ハ醫療製藥調劑用及ヒ物理學化學工藝上ニ於テ業用ニ供スルノ外之ヲ用フルヲ許サス

第三條 石油營業者ヲ分テ礦業者精製者問屋及小賣商ノ四類トス其營業者ハ都テ管轄廳（東京府下ハ警視廳）ノ許可ヲ受クヘシ但ニ二類以上兼業スルキハ別ニ其許可ヲ受クヘシ

第四條 石油ノ種類ヘ内務卿ノ必要トスル地方ニ於テ検査員ヲシテ之ヲ検査セシムヘシ石油ハ検査済ノ證アルモノニアラサレハ之ヲ販賣スルヲ許サス但礦業者ヨリ精製者ニ販賣スルハ此限ニアラス

第五條 検査済ノ石油ヲ家屋内ニ貯藏スルヲ得ルハ第一種ノ石油五石以内第二種ノ石油五斗以内トシ容器ハ漏出ノ虞ナキ不燃質物ニ限ルヘシ

第六條 石油營業者前條制限外ノ石油并ニ検査未済ノ石油ヲ貯藏スル場所建物及ヒ精製所ノ構造方ハ都テ管轄廳（東京府下ハ警視廳

ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 第二種ノ石油ハ精者問屋ヨリ直ニ販賣シ小賣商ハ第一種ノ石油ニ限り販賣スルヲ得ルモノトス

第八條 第二種ノ石油ヲ販賣スル者ハ購賣者ヨリ其数量及ヒ需用ノ趣意年月日住所氏名ヲ詳記シタル書付ヲ取り置キ一年間保存スヘシ但販賣時限ハ日出ヨリ日没マデトス

第九條 石油ヲ運搬スルキハ其石油タルヲ表記スヘシ但其積卸ニ必要ナル時間ノ外物揚場又ハ路傍ニ置クヘカラス

第十條 此規則ヲ犯シタル者ハ貳圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

同施行延期

○十六年三月第十號布告

明治十五年（八月）第四十四號及本年（二月）第六號布告石油取締規則施行日限ノ儀ハ追テ布告候マテ延期ス

以上のような状態だったから、取締規則が施行されるまでは、灯用石油と言ってもおおよその想像はつこうと言うものだ。そのため福岡地方でも、石油爆発事故が頻発した（参照次項）。しかし、舶来石炭油は、国産油に比べるといくらか品質が良く、そのため業者は特に「舶来」の字を使って国産と区別している。

明治二十年代に入っても、品質面での舶来石油の優位は動かなかった。しかしこの時代に入ると、従来の舶来の文字に代えて生産国名や製造会社名を明示するようになる。次にその例を挙げよう。

△二三、九、二三『福岡日日』廣告

弊社義是迄石油産地則チ米國及ビ魯國ヨリ直輸入致シ、松箱石油ニハ印、魯油ニハM&e○印ノ商標ヲ付シ広ク御注文ニ応ジ來候（以下略）。取扱所、博多対馬小路町、三井物産社出張所。

△二六、三、三一『福陵新報』廣告

タンク石油販売廣告。

今般横浜二十七番神戸二十二番サミュエル商会ト当会社ト日本関西諸国一手販売ノ特約ヲ為シ発売スル「タンク」石油ハ、露西亜國産出ノ上等品ニシテ、従来ノ石油ニ比シ光輝鮮明・品質精良ナルハ当会社ノ保証スル所ナリ。殊ニ当石油ハ「タンク」船ヲ以テ輸入スルガ故ニ、運送其他ノ諸費用尠ナク、随ツテ直段ハ至極廉価ヲ以テ一千「ガロン」即チ百箱以上ノ卸売仕候。尤モ、在来ノ通り箱入ニテモ、又ハ「ドラム」ト称スル鉄缶入ニテモ、或ハ容器ヲ御持参ナレバ石油ノミニテモ、御望ニ応ジ販売仕候間、統統卸注文ノ程偏ニ奉希上候。但特約販売店御望ノ方ハ、本社へ御申込ヲ乞う。

明治二十六年三月。大阪市西区靱上通三丁目十番屋敷、大阪露油合資会社。神戸市栄町三丁目十三番屋敷、同神戸支店。

今般当商会ガ輸入スル露國産出ノ石油ヲ、日本関西諸国一手販売ノ契約ヲ大阪露油合資会社ト締結シ、特別廉価ヲ以テ販売致サセ候間、石油卸入用ノ諸君ハ今後同会社エ御注文被成下、弊商会ト同様御愛顧ヲ希望ス。而シテ「タンク」石油ハ、在来ノ石油ニ比シ善良ナル事ハ当商会ノ保証スル所ニ御座候。此段廣告候也。

△二三・三・一「福岡日日」廣告

タンク石油需用者諸君ニ告グ。

我が「タンク」石油ハ、最近発明ノ方法ニヨリ精製シタルヲ以テ、其品質精良・光輝特ニ鮮明ナリ。故ニ嚴寒ノ季節又ハ深更ニ至迄点灯スルモ、安全ニシテ光輝低減ノ憂ヒナシ。是ヲ以テ、東京・横浜地方ニ於テハ其價格常ニ米國石油ノ上位ニ在リ。然レドモ弊

店発売ノ日猶淺キヲ以テ、其容量ハ他ノ石油ニ比シ尠「ポンド」ヲ増加シ、且代価モ勉メテ安直ニ販売罷在候（以下略）

明治二十八年二月。長崎市西浜町七十一番戸、井、大坂露油合資会社長崎支店。

もちろん國産油も、舶来品ほどではないが品質が向上、色も石炭色ではなくなっている。しかし相変らず発煙と事故には悩まされていたと見えて、福岡市榊木屋町（唐人町北）で火止・無煙の巴麻油が製造されている。以下このことを報道した『福陵新報』の記事を引いて、説明に代えよう。

△巴麻油に就て（二四・四・三）

本紙前号に巴麻油製造所と題し、探知の儘記載せし報道に就て、少しく誤聞もあれば更に再記すべし。元来同油は、西職人町・野村新次郎氏が元発明者木村欣次郎氏より九州沖繩朝鮮の三地方一括製造販売の権を譲り受けたるものなりと云ふ。而して該油を試用せしに、炎輝の熔揺石炭に比すれば少なく、且光色稍白し。併し油色は前号に記す通り石油より黄色を帯び居れり。又火止と通常との二種ありて、通常の石油は海水と薬品と二分の一に煎じ詰め蒸溜せる分にして、気発性の油となり、製油釜中に沈溜する物自然に火止油となり無煙となり、又同製油薬品は樟腦の如く前号に記せしが、右は全く同臭あるのみにて樟腦にては之れなしとの事にて、火止無煙油の洋燈兼用及び無煙油なる洋燈用共追追製造に着手する趣なり。且又池田新次郎氏及び野村新次郎氏、之には野村氏一人の誤にて、池田は単に其製造場の地所買入等に係り手伝ひしのみなる由。

△無煙巴麻油一手販売廣告（二四・四・一四）

福岡市榊木屋町ニ於テ製造スル新発明無煙巴麻油ハ、今般製造

主ト福岡県下ニ於テ一手販売ヲ特約（中略）。四月十日。御原郡太刀洗村大字下高橋、堤武雄。

△堺巴麻油福岡製造所落成（二四・六・九）

榊木屋町製造所は題記の如く称し、家屋建築器械付頃日落成、西職人町、野村新二郎より製造営業の旨届出たるよし。

△無烟火止巴麻油（二四・八・一九）

製造所を当市福岡西職人町六十八番地、野村新次郎氏が榊木屋町大字榊木屋浜に建築中なること、及び巴麻油の性質に就ても曾て記したるが、右製造所も愈々落成し既に製造販売に着手したりとて、試験の爲め本社へも一箱寄贈されたり。依て一昨夜来実地試験の様を記さんに、

無煙なることは慥かなり。火色は白き方にて、石油ランプと電氣灯との中間に在り。明るきことも石油に比すれば一層の明るみあり。元來此の油はランプ用が重もなれども、亦た種油の如く全じ法方にて灯明或ひは行灯にも用ゆることを得るとなり。且つ火止なるが故に容易に油へ燃え移るの恐れなく、万一過つて火を失することあるも水だに注げは立どころに消し得る由なれば、是また石油に勝ること万万なるべし。殊に代価は一升に付き石油より一錢方廉なるが故に、是のみにても大いなる利益なり。抑も此の油は、彼の分析家を以て有名なる岡山県土族・木村欣次郎氏が發明にて、原料は二三の廢物と海水なりと云ふ。果して我我が試験の如くんば、後來石油を使用する者は絶無となり、全油の繁昌期して待つべきなり。

△巴麻油の運賃（同日紙）

野村新次郎氏が製造する同油は、石油同様の運賃にて汽車に托することになれり。

明治二十年代の大衆にとつて、石油に対する最大の関心事は、低溫揮発分含有による引火性だったようだ。それは、まだ当時一般大衆の間では、行灯や、小皿に石油を入れ灯心に点火するなどのお粗末な灯火が、幅をきかしていたことにも原因がありそうだ。そのためこのころの販売広告は、「安全」「火止」が歌い文句になっている。この事は輸入石油も例外ではなく、明治末になつても散見する。更に特異な出来事としては、この安全火止油が、前記巴麻油の外にも福岡地方で造られていることが目につく。以下その事例を挙げよう。

△明治二八・一・一、福日廣告

（前略）…恐るべきは火災なり。弊店製造の安心火止石油ハ全国諸官庁各警察署銀行会社の御用品にして其他紳士豪商等火災を恐れ経済に注意せらるる諸彦の最も信用し最も愛用し給ふ処なり。

（注意）此安心火止油の効用は既に世人の熟知せらるる処なれば今更喋喋せず去れども信用厚く販路益すく弘まるに付てハ之に羨涎し近頃弊店同様の印を付け粗悪品を以て瞞着する奸商あり菊田改め印御吟味の上御買求め願上候。大阪市東区瓦町三丁目、大阪商品陳列所試験済安心火止石油製造元、菊田商店。（以下略）

△明治二八・一・二・五、福陵廣告

安心火止石油製造発売。石油の光明にして便利なることは皆人の知る所なれどもこれを種子油に比して危険の恐れありといふことは人人の遺憾とせし所なり然るに此の安心油に至りては其の安全なること種子油と豪も異ることなく否な却て種子油に勝るの實益ありこれまで世上にあり触れたる火止油などの類にあらず（中略）（今般弊店に於て製造販売致候）安心油は試にこれを小皿に容れ紙捻を以て灯心となして火を点ずるも、種油と同様油に

火の移る心配なく若し灯心を油の中に没する時はこれと同時に火は忽ち消滅す（以下効能書き略）

御注文は郵便葉書にて御申越被下度葉書料は弊店より支弁仕候。

福岡市福岡橋口町石油諸油商峯岡松太七

△明治三〇・一・五、福日広告

安心火止石油製造発売広告。新年相迎候処皆皆様益御機嫌能御座被□恭悦至極ニ奉レ存候降而弊舖儀今般安心火止石油製造相始候処初日以来諸商店ハ不レ及レ申郵便局及裁判所其他諸宮衙ヨリ陸統御買上ニ相成弊舖ノ光荣不レ過レ之候尚倍一旧年一御最負御引立ノ程奉レ願候尤弊舖類似ノ品物モ間問有レ之候条御購求御望様ハ何卒菊水印ノ商標ニ御注目被レ下レ成度候也。製造所、筑紫郡住吉村春吉字ヨシ原、岡松製油所。売捌元、福岡市橋口町十六番地、岡松商店。並ニ諸機械用磁油販売所、各国石油種子油色油。しかし、三十年代以後は、火止石油の広告は急激に減少する。これは、以上のような火止石油製造に刺激された大手石油会社が、第一種石油の発火温度を漸次引き上げて行つたためと思われる。だがその品種は、明治四十三年の『福岡県案内』掲載ライジングサン石油株式会社（製油所、西戸崎）広告に、第一種石油・第二種石油とだけあるから、明治十四年八月布告（本項最初の所参照）以来二種類に分けられたままだったことが分かる。だから灯火用は、明治の末になつても、大手メーカーの第一種石油をもう一度加工する販売店もあつた。このことは、四十五年二月二十日の『福岡日日新聞』に次の広告が掲載されていることから確かめられる。

灯火油

種油及白絞油ニ比シ更ニ変リ無ク、価格ハ非常ニ安シ。製

造発売元、博多箔屋町、太田商会。

しかしともかく明治三十年代以降は、新用途の開発・大衆の収入増加および品質向上に起因するランプの普及によつて、石油は新しい時代を迎えることになる。

なお、機械油などについては、後項を改めて述べるので、本項では触れなかつた。また石油の臭気は、明治初年に比べると随分減少してきてはいるが、明治末になつても解決された訳ではなく、筑後軌道では公害問題を引き起こしているが、この事は次項で述べる。

（四）事故と公害

前項で述べたように、明治十年代までの石油は、低温溜出が多かつたので、爆発事故が頻発した。その説明として、十八年（一八八五）十一月十日の『福岡日日』記事を引用しよう。なおランプ事故については、次項ランプも参照されたい。

石炭油事故続発

自今地方に使用する石油は概して発火し易く極めて危険のものにして、石油の為め貴重を生命を傷失する事殆んど其数を知らず。過日筑後三池郡下楠田村神社祭典の節、同社境内へ猿遣ひの見世物興行の際、竹筒へ石油を入れ点火し居たるに、竹筒破裂し火玉四方に飛散して、見物人の衣類に燃移り甚敷火傷を受けしものありし由。

明治二十年代になると、地方地方で、低温溜出分を取り除いた安全火止石油が製造されるようになり、灯用第一種石油（参照前項）の発火温度も高くなるので、爆発事故は急激に減少する。しかし製油所では、明治末になつても、石油を二種に分けたままだったので、灯用石油の爆発事故は無くなりはしなかつた。以下その事例を、当時の新聞から拾つてみよう。なお文章は、当用漢字、。読みガナ以

外は原文のままとした。

△明治二八・一一・九、福陵

石炭油から大怪我 田舎の諸興行場ほどには、得て竹の筒に石炭油を入れ之に藁を差込んで火を点する事 だが、去る六日の夜とか、遠賀郡尾倉にて角力興行中、例の竹筒に石炭油を注ぎ掛つる際手に持し油罐に火の燃移りしかば、砂を振り掛けふどして消止むる折から、忽ち右の罐破裂して当り近所は油だらけとなつた上之にも火移りて燃上り、為に見物人五名は余程の火傷をふし、一時は非常の騒ぎなりしとぞ。

△明治三〇・八・三、福日

小倉通信（一日、大島発）

石油の為め負傷 企救郡西谷村大字徳吉に於ては去る廿九日稲荷神社に於て相撲興行中、夜に入りしを以て点火の為め石油入りの函を取扱ひ居りしに、誤つて函内の石油に火移り忽ち爆裂し火傷者五名を生じ孰れも重傷の由なる、其内の一名は生命も覚束なからんと。

△明治四四・三・三一、福日

少年黒焦げとなる

筑前朝倉郡杷木村木炭商中山秀次郎次男梅次郎（十三）は、去る二十八日午後三時頃表床間にて洋燈を掃除する際、誤つて石油を溢せし故、これを清めんとて燐寸を摺りて之に点火したる処、其火は更に傍にありたる罐内の油に移りたれば、何かは堪らん、石油罐は凄まじき音響と共に爆裂し、焰々たる石油は四辺に飛散し、為めに室内は一面の火となり、梅太郎は全身猛火に包まれ悲鳴を挙げたる騒ぎを、折柄向家に夏祭の算用の為め集合し居たる若者連が発見し、直に駈付け梅太郎を猛火の中より救ひ出すと共

に、一方急を近所に報せしかば、同地消防組も即刻駈付け消防に着手し、店の間を焼きたるのみにて鎮火せしめたるが、梅次郎は為めに眼球飛出し全身黒焦げとなり、僅に虫の息なりしところ同日午後五時治療の甲斐なく遂に死去したりと。一般注意すべき事共なり。

△明治四四・五・四、福日

石油罐爆発

去る一日午後十一時頃、筑前筑紫郡太宰府町三条菓子製造業占部彦市の妻お何（八筆者注√名不明の女に使う）は、カンテラに点火したる盞一斗入石油罐より油を差さんとしたる途端石油鉦に燃え移り、罐は轟然爆発し火は四辺に散り大事に至らんとしたるも、附近の甲乙駈付け消止めたるが、お何は為に面部に大火傷を負ひたりと。

灯用石油の爆発事故は、年号が大正と変ると共に新聞の社会面からすつかり姿を消してしまふ。その原因は灯用油が高温溜出分だけのものになつたからだと思ふが、石油精製業史に暗い筆者には分からない。

もちろん爆発事故の外に、安全火止石油を使いながら、取り扱い不注意のための失火も起こっている。しかし、石油から見た大衆史としてはあまり意味がなさそうなので、ここでは触れない。

ただここで筆者の注意を引くことは、明治も末になつて、ランプを取り扱ひ中誤つて石油を浴び焼死すると言う事故が起こっていることだ。その新聞面での初見は、四十五年（一九一二）五月二十四日（福岡日日）の、次のような意味の記事である。

五月二十日夜、遠賀郡八幡大蔵園田町住・佐賀県佐賀郡鍋島村出身・製鉄所職工・今泉平吉五男房雄（十一歳、小学校四年生）

は、兄三人と横臥して新聞を読んで居た時、長兄金吾が隣室の押入れより蒲団を引き出し他の座敷に運ぼうとし、誤ってランプを落し、房雄はその石油を浴びて焼死。

また、ランプの油壺がガラス製だったための事故も絶えなかつたと見えて、大正元年（一九一二年）十二月大牟田警察署では、ランプ商を召集し、ガラス製油壺の仕入・売買を禁止し、金属製油壺購求者には便宜を与えるよう訓諭している。

その外、既に明治二十六年（一八九三年）、 그리스より発火した事故があつたことも忘れることはできない。次にその事を報道した同年二月二十三日『福岡日日』の記事を挙げよう。なお同文は、読者に当時の世相をよりよく知つていただくために、すべて原文のままとした。但し片仮名の読み仮名は筆者。

・ウイスより発火す

ウイスとは蒸氣器械を磨く綿の如き者に油と硝子粉とを塗りたる者の由なるが一昨廿一日午后七時頃博多停車場構内なるウイス小屋より發火したれども近隣馳せ集りて直に消し止めたりと、因に記す昨年ウイス小屋より發火せしことありウイス兎角發火し易き物なりと

次に、石油事故ではないが、事故防止上重要な「坑山用安全ランプ」のことを付け加えておこう。それは、明治もおしつまつた四十五年（一九一二年）四月十一日、「福岡日日新聞」に掲載された門司棧橋通十七番地、ホーレス・ナッター商会の次の広告である。

坑山用安全ランプ

（前略）弊商会ハ英国アクロイド・ベスト会社製造坑山用安全ランプ九州一手販売代理店ノ委嘱ヲ受、該ランプハ目下使用セララルランプ中ノ最良品ナルコトヲ証明センガ為メ、無償ニテ実地坑

中ニ於テ其試用ヲ御一覽ニ供シ度候間、御用ノ節ハ御報被成下度候。（以下略）

なお安全灯は、その使用石油量も馬鹿にならなかつたと思うので、簡単にその沿革に触れておくことにする。

安全灯の発明については、『筑豊石炭鉱業組合月報』第二〇四号（大正十年）に、「通気と保安」（厚見利作筆）と題した論説の中に次の記事がある。

現今石炭坑内に使用せらるる安全燈の鼻祖とも稱す可きは、英國の化学者「ハンフリー、デービー」氏（Humphry Davy）

（一八一五年）なり。然れども燈火を外界と絶たんとする工夫は、同氏以前に溯る。即ち「ワイリヤム・克蘭ニー」博士（William Clany）は一八一三年の春以来之に就て研究をなし、一八一五年十月十六日之に成功せり。而かも其構造たる、吸気も排気も共に水壁の中を気泡となり通過するものにて、燈火の燃焼には輔を要する等の面倒あり、遂に実用を見るに至らざりき。次に一八一五年十一月廿八日機関車にて有名なる「ジョージ・ステフェンソン」氏（George Stephenson）の安全燈の発明あり。其構造は第一二八図に示す如く、容器は径二吋半にして高さ六吋の硝子円筒を水平有孔環にて取付け、硝子筒の上部に小孔ある金属板あり、吸気は下部の有孔環より入り排気は上部の金属板の孔より出づる如くせり。

此硝子筒を用ひて気流交代を計るは、燃焼の排気により次に来る瓦斯の燃焼が上方に伝播するを防ぎ、又吸気速度により燃焼の下方に伝播するを防がんとする趣旨に基く。

而かも之れと同時に同一問題に就て研究中なりし「デービー」氏は、同年十二月十五日世人の知れる如く燈火を金網にて包める

安全燈を出し名声を博したり。

斯く殆んど同時に「ステフェンソン」「デービー」二氏の独立せる発明ありしが、「ステフェンソン」氏は不幸にして理化学に關する素養なかりしたため、「デービー」氏程理論的な能はず実驗を主とし刻苦成功を見たるものにして、後世安全燈の発明者として「デービー」氏に名を成さしめたりと雖も、「ステフェンソン」氏の功績は鉄道の發達と共に永久朽ちざるなり。

一八一五年（文化十二年）に發明された安全燈も、筑豊で初めて使用されたのは明治二十六年（一八九三）で、「筑豊石炭鉱業史年表」の同年度の所に「昭和十年刊、筑豊石炭鉱業会五十年史」および「昭和七年刊、日本鉱業發達史」を原典として次の記事がある。

△三菱鯉田、エンドレス運炭機及び撰炭機、坑内通氣にギルバー式扉風機、デビー式安全燈七七〇個、クラニー式安全燈一八二七個を採用。

同様の記事は、工業之大日本、明治四三・五・一号「筑豊石炭鉱業の沿革及變遷」末尾の年表と、大正二・一・二六の「福岡日日」に、筑豊石炭の由来（熊本稅務監督局調査）中に挙げられている。

明治の石油について述べる場合、石油がまき起こした公害も除外することはできない。石油公害には、臭氣と沿海汚染の二つがある。

ランプは、明治も初めの間は、ほとんど大衆化しなかつた。その原因を探ってみると、第一にあまりに爆発事故が多かつたことが挙げられているが、その外、ランプの値段が大衆には縁遠いものだったことと、石油燃焼による臭氣も原因の一つとなっている。石油の臭氣は、精製法の進歩によつて一時鳴りを静めていた。しかし、石油發動機車が市街地を走り始めてから、深刻な問題となつてきた。

明治に九州で石油發動機車を使用した会社は、筑後馬鉄（後筑後

軌道）・祐徳馬鉄・唐津軌道の三社がある。このうち祐徳・唐津については、悪臭が問題になつたかどうか知らないから、ここでは筑後馬鉄についてだけ述べる。なお、石油發動機車については項を改めて述べるので、ここでは悪臭問題に絞ることにする。

筑後馬鉄の第一号石油發動機車機関車が試運転を行つたのは明治三十七年（一九〇四）八月二十六日だが、「当初は石油瓦斯の臭氣に堪へず、或は發動機の響高くして乗客は之を厭う等の非難もありしに」、その後大阪のメーカーで改良した結果、同年十二月には非難の聲は聞かれなくなつた。石油發動機車は好成績だったので、会社はその後馬を石油發動機車機関車に改め、社名も筑後軌道と改称した。

ところが、石油發動機車が郊外だけを走っている間はよかつたのだが、久留米市内を走るようになって、住民から苦情が出るようになった。

筑後馬鉄機関車に対する苦情（明治四〇・五・二九、福日）筑後馬鉄の機関車に改めてより、久留米市中沿道にては大に困難する所あるが、大要左の如き箇条を具して久留米市役所に提出したりと。

一、煙突低く加ふるに下等燃料を使用するを以て、煤烟非常に多く沿道商品の被害甚だしき事。

一、車両及軌条の修繕充分ならざるを以て、振動甚だしく沿道居住の疾病者・産婦等非常の困難を極むる事。

一、機関車に臭氣止の装置なきを以て、非常の臭氣を發し、悪感を生ずるのみならず衛生上極めて懸念ある事。

このような苦情はその後もしばしば続き、会社では、四十四年（一九一）五月独逸製および兩宮式蒸氣機関車各教台を試験用と

して購入、その後兩宮式と石油車の二本立てとしたが、今後は煤煙と塵芥（ごみ）が問題となり、ついに大正八年・千本杉以西久留米市街線と国分・御井両支線を電車に変更（久留米市史）、公害問題にピリオドを打った。

沿海汚染問題については、明治四十四年三月十八日の「福岡日日」に次の記事がある。

箱崎浦外八ヶ浦漁業組合総代九名は、昨日県庁に出頭、折原内務部長・大島事務官に面会し、漁業者の困難なる事情に關し陳述する所ありたり。

右は、ライジングサン石油精製所に於ける石油が、汽船よりパイプにて陸上に出す際、パイプより海水に石油漏出して、湾内及び各沿岸に波及し、漁業上の妨害となるのみならず、志賀・残兩島民の如きは其被害最も甚しく、海水にて物品の洗濯だにも出来ざる位にて、随つて春期魚族の游来は勿論、魚族の種類に依りては昨今孵化期に際し湾内及沿岸の潟に向ひ游来すべき筈なるに、石油被害の爲め魚族の隻影（わずか一つの影）を認めざる有様なり。斯ては沿海漁民の難渋一方ならず、漁村に対し多大の損害を加ふるものなれば、該被害救済方法に關し訴ふる所ありたるに付、県当局は其点を諒とし（思いやり）、来る二十日ライジングサン会社の役員を県庁に招き、其救済に就き協議すべし。

ただし、その後どのような解決がされたかは知らない。（以下次号）

鍋島直正公傳

全七卷 〔覆刻版〕（三百部限定）

佐賀大学教授 城島正祥氏 解題

● A5判 頒価一揃三〇、〇〇〇円

（送料別）

- 第一編 公の出生以前と幼時（二九二頁）
- 第二編 公の初政（四二八頁） 第三編 政績発展（六〇〇頁） 第四編 開国の初期（六九四頁） 第五編 公の国事周旋（五八〇頁） 第六編 大政維新（六二四頁）
- 第七編 年表索引総目録（二二九頁）

原本は鍋島家の囑託により、大隈重信侯監修、文学博士久米邦武氏執筆、文学士中野礼四郎氏校訂、明治四十二年起稿、反覆改修して大正九年に発行されたもの。幕末の名君鍋島直正公を通じて、佐賀藩独自の政治、経済、社会、西洋文化の導入等を全国の動向と緊密に関連をもたせながら詳細に記されたものである。